

大分大学医学部の組織に関する規程

平成21年1月14日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学法人規則(平成18年規則第4号)、大分大学学則(平成16年規則第8号)及び国立大学法人大分大学学部等役職者選考規程(平成16年規程第42号)に定めるもののほか、大分大学医学部(以下「医学部」という。)の組織等に関し必要な事項を定める。

(医学部長)

第2条 医学部長は、医学部の管理運営を総括し、職員を監督する。

(副学部長)

第3条 医学部に、副学部長3人を置く。

- 2 副学部長は、医学部の管理運営を機動的・効率的かつ円滑に行うため、医学部長の職務の一部を補佐する。
- 3 副学部長は、総務・教育担当、研究担当及び入試・社会貢献担当とする。
- 4 副学部長のうち、総務・教育担当は学生生活委員長を、入試・社会貢献担当は入試委員長を兼ねるものとする。
- 5 副学部長は、医学部長が、医学部の教授(非公募により採用された教授を除く。)のうちから副学部長適任者を選考し、教授会の了承を得る。
- 6 副学部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、医学部長の任期の終期を超えることはできないものとする。
- 7 副学部長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(学科長)

第4条 医学科長、看護学科長及び先進医療科学科長は、学科の教育及び研究の維持向上に努めるため、次の事項を掌理するとともに、医学部長を補佐する。

- (1) 学科会議に関すること。
 - (2) 学科の教育及び研究に関すること。
 - (3) 学科の学生の生活指導に関すること。
 - (4) 他学科等との連絡及び調整に関すること。
 - (5) その他学科運営に関すること。
- 2 医学科長は教務委員長を、先進医療科学科長は就職委員長を兼ねるものとする。
 - 3 学科長は、医学部長がそれぞれの学科の教授(非公募により採用された教授を除く。)のうち

から学科長適任者を選考し、教授会の了承を得る。

- 4 学科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、医学部長の任期の終期を超えることはできないものとする。
- 5 学科長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(系及び群)

第5条 医学科の講座を、研究領域及び教育面により区分する系及び群を、別表のとおり置く。

(講座主任)

第6条 学則第4条第3項に規定する看護学科の講座に講座主任（以下「講座主任」という。）を置き、次に掲げる業務を処理する。

- (1) 講座の教育研究に関し総括すること。
 - (2) 講座の会議を招集し、その議長となる。
 - (3) 医学部長及び事務局等の連絡調整に関すること。
 - (4) 講座職員への連絡調整に関すること。
 - (5) その他講座の管理運営に関し総括すること。
- 2 講座主任は、各講座の教授による互選により1名を選考し、医学部長が任命する。
 - 3 講座主任の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の講座主任の任期は、前任者の残任期間とする。

(コース長)

第6条の2 大分大学医学部規程（平成16年医学部規程第3-1号）第4条に規定する先進医療科学科のコースにコース長（以下「コース長」という。）を置き、次に掲げる業務を処理する。

- (1) コースの教育研究に関し総括すること。
 - (2) コースの会議を招集し、その議長となる。
 - (3) 医学部長及び事務局等の連絡調整に関すること。
 - (4) コース職員への連絡調整に関すること。
 - (5) その他コースの管理運営に関し総括すること。
- 2 コース長は、各コースの教授による互選により1名を選考し、医学部長が任命する。
 - 3 コース長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 コース長に欠員が生じた場合の補欠のコース長の任期は、前任者の残任期間とする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、医学部の組織等に関し必要な事項は、医学部長が別に定める。

附 則（平成 21 年医学部規程第 1 - 1 号）

- 1 この規程は、平成 21 年 1 月 14 日から施行する。
- 2 この規程施行後の副学部長、学科長及び講座主任は、第 3 条第 5 項、第 4 条第 3 項及び第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、この規程の施行の前日に在任する副学部長、学科長及び講座主任をもって充てるものとし、その任期は、第 3 条第 6 項、第 4 条第 4 項及び第 6 条第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 大分大学医学部副学部長規程（平成 16 年医学部規程第 1 - 11 号）及び大分大学医学部学科長規程（平成 16 年医学部規程第 1 - 10 号）は、廃止する。

附 則（平成 22 年医学部規程第 1 - 1 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年医学部規程第 1 - 2 号）

この規程は、平成 22 年 6 月 9 日から施行し、この規程による改正後の大分大学医学部の組織に関する規程の規定は、同年 5 月 26 日から適用する。

附 則（平成 24 年医学部規程第 1 - 7 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年医学部規程第 1 - 1 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年医学部規程第 1 - 5 号）

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年医学部規程第 1 - 1 号）

この規程は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年医学部規程第 1 - 1 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年医学部規程第 1 - 2 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年医学部規程第 1 - 1 号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年医学部規程第1－5号）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

別表（第5条関係）

医学科

系	群	講 座
基礎医学系	基礎医学群	解剖学講座 神経生理学講座 病態生理学講座 細胞生物学講座 マトリックス医学講座 医学生物学講座 医化学講座 生物物理学講座
	病態基礎医学群	分子病理学講座 微生物学講座 感染予防医学講座 薬理学講座
	社会医学群	公衆衛生・疫学講座 環境・予防医学講座 法医学講座 医療倫理学講座 臨床社会心理学講座 医学英語教育学講座
臨床医学系	内科系臨床医学群	内分泌代謝・膠原病・腎臓内科学講座 呼吸器・感染症内科学講座 神経内科学講座 腫瘍・血液内科学講座 循環器内科・臨床検査診断学講座 消化器内科学講座 総合診療・総合内科学講座 精神神経医学講座 小児科学講座 放射線医学講座 臨床薬理学講座
	外科系臨床医学群	消化器・小児外科学講座 呼吸器・乳腺外科学講座 心臓血管外科学講座 総合外科・地域連携学講座 脳神経外科学講座 整形外科科学講座 皮膚科学講座 腎泌尿器外科学講座 眼科学講座 耳鼻咽喉科学講座 産科婦人科学講座 麻酔科学講座 救急医学講座 歯科口腔外科学講座 診断病理学講座
	医療管理学群	医療情報学講座 薬剤学講座

	臨床統計・データマネジメント学講座 医療安全管理医学講座
--	---------------------------------